

【国際研修・共同研究】

ミャンマー知的財産関連分野における協力の概要

国際協力部教官

野瀬 憲 範

第1 はじめに

現在、ミャンマーにおいては、ミャンマー教育省（MOE）¹が所管する知的財産4法案（特許法・意匠法・商標法・著作権法）が連邦議会に上程されて審議中であり、近い将来、法案が成立することが見込まれています。ミャンマー法整備支援プロジェクト（以下「当プロジェクト」などと表記することがある。）²においては、これまで、現地でのディスカッションミーティング、本邦研修等を含め、様々な形態で、知的財産関連分野についての協力を行ってきたところです。本稿では、これまでの活動等を整理するため、プロジェクト開始後、当プロジェクトが関与した知的財産関連分野についての協力の概要について、クロノロジー的に、かつ、客観的な事象を記載することを目的として記載するものです³。本稿中、意見にわたる部分は、もとより私見です。

第2 前提

1 プロジェクト体制

- (1) 当プロジェクトは、ミャンマー連邦最高裁判所（以下「連邦最高裁判所」という。）及び同法務長官府（以下「連邦法務長官府」という。）を対象機関とし、平成25（2013）年11月から3年間の期間で開始されましたが、平成28（2016）年3月に、JICA及び先方政府機関との間で1年半の延長合意がなされた結果、平成30（2018）年5月がプロジェクト終期となっています⁴。
- (2) 連邦最高裁判所は、民訴法、刑訴法、仲裁法、倒産法などの所管法令を有しており、他方、連邦法務長官府は、同府組織法等を除き、法令は所管していません。連邦レベルの機関である連邦政府を構成する省庁は、法案起草後、連邦法務長官府に

¹ 平成28（2016）年3月に中央省庁再編案が議会において可決した結果、これまで知財関連法案を所管していた科学技術省（MOST）は、教育省に再編されました。本稿における「科学技術省」は当時の名称となります。

² 独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の技術協力プロジェクトであり、当部が国内受入機関等として協力しています。

³ 当プロジェクトが主体的に関与したものに限定しており、例えば平成26（2014）年12月には、当プロジェクト専門家が、「特許の実体審査に関する研修（科学技術省・特許庁主催）」への参加しておりますが、そうしたものは記載しておりません。

⁴ 法曹の長期専門家として國井弘樹チーフアドバイザー（検事，54期）、小松健太アドバイザー（弁護士，59期）が派遣されている（國井チーフアドバイザーについては、平成28（2016）年5月10日帰朝。）。その他、業務調整の専門家として坂野一生氏が派遣されていた（坂野氏については、同年4月26日に帰朝。）。本稿においては、ディスカッションミーティングなどにおいて、現地専門家が講師等をしている場合や当部関係者が講師をしている場合には、氏名を記載していません。

法案を提出して審査を受けることになっており、同府からのコメントに法的な拘束力はないものの、実務における取り扱いとして、尊重されているとのこと⁵。

2 知的財産4法案の支援

知的財産4法案の起草自体については、国連の専門機関である世界知的所有権機関(WIPO)及び我が国(特許庁,文化庁)が支援をしています。すなわち,平成25(2013)年2月に,ミャンマー科学技術省と特許庁長官のバイ会談における知財法案についての協力要請を端緒として,同年にはミャンマー知的財産制度整備支援チームを結成し,法案に対する意見交換を行い,平成26(2014)年3月に知財法案を含む知的財産制度構築に向けた提案をミャンマー側に提出し⁶,平成27(2015)年3月には,特許庁審査官を, JICA 個別専門家として派遣するなどしています。⁷

3 知的財産4法案に対する当プロジェクトの関わり

(1) 上記2の経緯記載のとおり,知財法案の起草を,特許庁,文化庁等が支援している一方で,当プロジェクトが知財分野の支援にどのような関わりをもつのかについて,疑問を持たれる方もおられると思われまふ。そこで,以下,当プロジェクトとの関わりについて,「法案が議会上程される前の段階」と「法案が議会上程され(成立し)た後の段階」に分けて概略説明します。

(2) まず,「法案が議会上程される前の段階」ですが,起草支援やそれに関連する支援は,日本の特許庁,文化庁等が行っています。ただ,法令起草官庁であるミャンマー科学技術省は,連邦政府の組織であるため⁸,起草した法案は,当プロジェクトが支援している連邦法務長官府に提出されます。ミャンマーが国を閉ざしていたなどの事情もあって,連邦法務長官府職員は,知財分野に詳しくないことが当然に予想されました。そのような中,科学技術省から法案審査を求められれば,必ずしも適切でないコメントを付けて差し戻したり,審査に多大な時間を要したり,日本サイドからのコメント(当プロジェクトを通じた連邦法務長官府のコメント)が特許庁等のコメントと矛盾・抵触することなども予想されました。

そこで,こうした事態を避けるため,法案が議会上程される前の段階から,当プロジェクト活動の一環として,連邦法務長官府職員に向けたワーキンググループや,同職員のみならず,科学技術省職員や国会議員なども呼び出したオープンセミナーなどを実施しました。

(3) 次に,「法案が議会上程され(成立し)た後の段階」について説明します。法

⁵ 連邦最高裁判所や委員会など,省庁以外の,連邦レベルの機関については,連邦法務長官府に所管法令を提出して審査を求める義務はないものの,実務慣行として,法案について審査を求めているとのこと。

⁶ この経緯については,特許庁の確認をとったものではなく,小官の聴取り等によるものです。

⁷ 特許庁から,上田真誠氏が派遣されています。上田氏には,後記第3記載のディスカッションミーティングなどで講師をしていただくなどしており,当プロジェクトは,上田氏の活動や特許庁と緊密に連携をしています。

⁸ 連邦レベルの組織につき,連邦法務長官府に法案提出義務があるなどの点については,ICD News 本号の小松健太 JICA 法整備支援プロジェクト長期専門家の寄稿を参照してください。

案の議会上程前は、プロジェクト実施機関との関係でいいますと知財法案の審査を実施する連邦法務長官府が対象でしたが、議会上程後の主たる協力（支援）対象は、連邦最高裁判所になります。

連邦最高裁判所との関係でどのような点が問題になるかについて一例を挙げますと、議会上程時の知財法案の中では、連邦最高裁判所が知的財産権を巡る刑事、民事及び行政処分に関する紛争を扱う（特別）裁判所を設置できる旨の規定があり、通常裁判所で審理するか、特別の裁判所を設置するかについては、連邦最高裁判所に権限が与えられています。連邦最高裁判所においては、特別の裁判所を設置するか否か、裁判所の審級や管轄について決める必要がありますが、この点について、連邦最高裁判所は、どのような基準に基づいて決定すればいいのかなどの知見が乏しい状況にあります。

また、途上国においては、法を実効的に運用する上で、刑事罰による担保が重要ですが、知的財産権侵害行為の取締りや犯罪捜査や刑事裁判を担うことになる税関や警察、連邦法務長官府といったミャンマー行政機関サイドの、知的財産に関する知識も必ずしも十分ではありません。

そこで、当プロジェクトでは、主として連邦最高裁判所を対象としつつ、ディスカッションミーティングや本邦研修には、こうした関係機関からも参加を得て、実施しております。

- (4) なお、連邦最高裁判所においても、近々成立する知財関連法案にいかに対処するのかという点については、問題意識を持っており、平成 27（2015）年 10 月、連邦最高裁判所長官から、当プロジェクトに対し、知的財産裁判制度に関する支援が要請されたとのことでした。

第 3 当プロジェクトにおける知的財産関連分野についての協力の概要⁹

1 平成 25（2013）年 7 月 30 日（D/M¹⁰）

連邦法務長官府に対し、知的財産制度の概略説明を行いました。

2 同年 11 月 18 日～19 日（D/M）

日本から熊谷健一明治大学法科大学院教授¹¹、小原淳見弁護士（長島・大野・常松法律事務所）にご参加いただき、連邦最高裁判所及び連邦法務長官府に対し、「知的財産法（特許・意匠・商標）」をテーマにしたディスカッションミーティングを行いました。

⁹ プロジェクトが正式に開始される前に行われたディスカッションミーティングについても記載しています。

¹⁰ ディスカッションミーティングの略。ミャンマーでは、「セミナー」という名称を使って何らかの講演・講義を行うには、内閣の許可が必要であり手続きが煩雑であること、テーマと対象を絞った講義・意見交換である場合にはディスカッションミーティングという名称でも支障がないこと等から、ディスカッションミーティングという名称を使用することが多いです。

¹¹ 特許庁のミャンマー知的財産制度整備支援チーム委員。

3 平成 26 (2014) 年 2 月 20 日 (D/M)

連邦最高裁判所に対し、著作権法が取り扱う領域についてイメージを掴んでもらうために、著作権と通常の所有権、他の知的財産権との法的性質の違いなどについてのディスカッションミーティングを行いました。

4 同年 3 月 5 日～6 日 (D/M)

連邦法務長官府に対し、知財刑事事件の捜査手法についてのディスカッションミーティングを行いました。

5 同年 7 月 20 日～21 日 (公開セミナー)

当プロジェクト及び連邦法務長官府が主催する形で公開セミナーを行いました。公開セミナーでは、羽藤前特許庁長官 (当時特許庁顧問) に参加いただき、熊谷教授、松谷洋平特許庁国際協力課長補佐 (当時)、佐藤透文化庁長官官房国際課長 (当時) からの講演がありました。その他、科学技術省から最終ドラフトについてプレゼンをいただいたほか、Q & A セッションでは、小原先生に加わっていただきました。

6 同年 9 月 18 日 (ワークショップ)

連邦法務長官府において商標法に関するワークショップの実施、7 月 21 日開催のワークショップのフォローアップとして、修正の必要な条文案につき逐条の検討を行いました。

7 平成 27 (2015) 年 10 月 6 日 (D/M)

JICA ミャンマーオフィス所長が連邦最高裁判所長官表敬時、当プロジェクト活動に関し、知財裁判制度整備のための協力要請があり、後日、ワーキンググループを設置しました。

8 同年 11 月 11 日～13 日 (D/M)

ミャンマー知財裁判制度準備のための基本方針策定に向けたキックオフディスカッションミーティングを実施しました。すなわち、基本的な知財関連知識の習得と、今後のワーキンググループ活動等で知財裁判制度の基本方針を策定するにあたり、現行法案を前提にして解決すべき課題等を洗い出し、共有することを目的とするディスカッションミーティングでした。

熊谷教授などから、知的財産制度の概要、日本や諸外国の紛争解決システムの紹介、知財紛争解決に何が必要かなどについて 2 日間にわたって詳細な講義と意見交換が行われました。本ディスカッションミーティングにおいて話し合われたテーマ等につきましては、別添 1をご覧ください。

9 平成 28 (2016) 年 2 月 9 日～10 日 (D/M)

日本弁護士連合会知的財産センター、弁護士知財ネット、当プロジェクト及びミャンマー側機関¹² が共催する知的財産に関するワークショップが行われました。2 月 9 日は、ミャンマー側政府機関としては、科学技術省の共催で、「知財システムの発展」

¹² 連邦最高裁判所との共催及び科学技術省との共催が各 1 日。

をテーマとして、2月10日は、ミャンマー側の政府機関としては連邦最高裁判所の共催で、「知財紛争解決システム」をテーマとして、それぞれ、ディスカッションミーティングが行われました¹³。このディスカッションミーティングの詳細につきましては、「知財ぷりずむ」4月号から6月号¹⁴に詳細が掲載されますのでご参照ください。

10 同年2月22日～同年3月4日（本邦研修）

ミャンマー知財関連法案が抱える問題点について講義／協議を行うとともに、東京地方裁判所、東京地方検察庁、警視庁、特許庁、税関、文化庁、民間企業（キヤノン株式会社）などをご訪問させていただき、知的財産に関する日本の捜査手法、裁判の実務、取締りの在り方などについての知見の提供を行い、今後、効果的な知的財産の紛争解決システムを築く上での礎とすることを目的として、第6回本邦研修が行われました。

今次研修においては、当プロジェクトの実施機関である連邦最高裁判所及び連邦法務長官府のみならず、関連する機関（税関、警察、科学技術省）からも職員が研修員として参加されました。以下、日程に沿って、講義、訪問を中心に概要について、記載いたします（日程表、参加者については別添2-1, 2-2を参照してください）。

(1) 2月23日午前

文化庁をご訪問し、長官官房国際課海賊版対策専門官堀尾多香様から、著作権の基本的概念、著作権保護の国際的な枠組み、日本における著作権制度の現状（Collective Management System などを含む）についてご講義をいただきました。

(2) 2月23日午後

警視庁をご訪問し、生活安全部生活経済課の皆様から、商標法違反、著作権法違反の刑事事件における捜査上の留意点、証拠収集方法などにつき、具体的な事例を挙げながらご説明いただきました。

(3) 2月24日午前

三村量一先生から、日本の知財事件の管轄や審級、知的財産高等裁判所設立の経緯（専属管轄や競合管轄とするに至った経緯などを含む）、裁判所と特許庁の関係、審決取消訴訟や侵害訴訟の概要、専門委員制度などについてご講義をいただきました。

(4) 2月24日午後

東京地方裁判所知的財産権部をご訪問しました。部総括判事4名にご対応いただ

¹³ 紙面の関係上、全ての先生方のお名前を掲げることはできませんが、三村量一先生（弁護士，31期，長島・大野・常松法律事務所），小松陽一郎先生（弁護士，32期，小松法律事務所），宮川美津子先生（団長，弁護士，38期，TMI 総合法律事務所），伊原友己先生（弁護士，42期，三木・伊原法律特許事務所），松井真一先生（弁護士，42期，長島・大野・常松法律事務所），矢部耕三先生（弁護士，43期，ユアサハラ法律特許事務所），三尾美枝子先生（弁護士，44期，キューブ M 総合法律事務所），重富貴光先生（弁護士，51期，大江橋法律事務所），小野寺良文先生（弁護士，52期，森・濱田松本法律事務所）（以上，司法修習の期の順で記載しております），熊谷教授などが参加された大規模なミッションでした。

¹⁴ Vol. 14 No. 163～165

き、知的財産権関係訴訟における審理の外観、特許権侵害訴訟における手続上の特色、審理概要、ダブルトラック問題、人材育成についてご講義いただいた後、実際の事件について（関係者の許可を得た上で）傍聴させていただきました。

(5) 2月25日午前

小野寺良文先生から、日本、米国、ドイツ、中国の知財関係訴訟について、管轄、専属の裁判所の有無、審級、証拠提出の機会の制限、技術的事項に関する証拠方法、損害賠償額が多額か否かなどについて、横断的な視点からご講義をいただきました。

(6) 2月26日午前

特許庁をご訪問し、国際協力課長を始め多数の皆様にご対応いただき、特許庁の役割、特許庁における審判制度についてご説明いただいた後、審判廷を見学させていただきました。

(7) 2月26日午後、2月29日午後、3月1日午前、3月2日午後

熊谷教授から、具体的な事例を用い、商標権侵害事件（権利消尽を含む）、著作権侵害法事件、特許権侵害事件、意匠権侵害事件について、4コマにわたってご講義いただきました。

(8) 2月29日午前

東京地検の岩橋保検事から、著作権法違反及び商標事件を中心に、検挙例、捜査の端緒、事件処理にあたって考慮している事項、故意（認識）否認事案の場合にどのように客観証拠を収集するかなどについてご講義いただきました。

(9) 3月1日午後

キヤノン株式会社をご訪問させていただき、知的財産渉外センター商標・意匠部模造品対策課の皆様から、民間企業における模造品対策の立て方、模造品対策の概要、税関との連携などについてご講義いただきました。

(10) 3月2日午前

三村先生、熊谷教授、小野寺先生にご参加いただき、「ミャンマー知的財産制度整備に向けた課題の抽出」というテーマで、ミャンマーサイドとディスカッションを行いました。連邦最高裁参加者は、本研修やこの議論を通じ、知財庁（未設置）や税関、侵害訴訟の管轄や審級について考えが整理できた旨述べていました。

(11) 3月3日午後

横浜税関及び同川崎支所をご訪問させていただき、知的財産侵害物品の水際対策の現状、郵便物に対する検査システムなどについてご講義いただき、また、施設を見学させていただきました。

(12) 3月4日

発表と総括質疑が行われました。連邦最高裁判所から参加した部長からは、侵害訴訟、税関関係の不服申し立てについては、ヤンゴン東部又は西部裁判所に一番の専属管轄を与え、同裁判所（における集中部）において事案の集積及び知財事件を扱う裁判官の人材育成を図りつつ、経過を見ながら（侵害訴訟について）第二の

都市であるマンダレーにも管轄を広げていく方向で検討を進めたいとのことでした¹⁵。また、審決取消訴訟は、判断権者が知財庁の Director General¹⁶ であるので、ヤンゴン高裁への不服申し立てを考えているとのことでした。



研修員らとの集合写真

11 同年3月24日～同年3月25日 (D/M)

熊谷教授がミャンマーを訪問され、連邦最高裁判所とプロジェクトの共催で、本邦研修の積み残し部分についてのご講義や、新たな疑問に対する質疑応答などを行われ、知財裁判制度整備のための活動が行われました。

12 同年5月2日～5月6日 (D/M)¹⁷

日本弁護士連合会知的財産センター、弁護士知財ネット、当プロジェクト及び連邦最高裁判所が共催する知的財産に関するワークショップが行われました。日本側からは、2月の訪問団の一員である三村先生、小松先生、伊原先生、松井先生、熊谷教授に参加していただきました。

13 その他

三村先生、小野寺先生、熊谷教授（幹事役）、特許庁、文化庁のご参加を得て、当プロジェクトを支援するための国内支援委員会（アドバイザーグループ）を立ち上げております。

第4 さいごに

冒頭、本稿は、クロノロジーに沿って、客観的事実を記載するにとどめるとしたことで矛盾しますが、1点だけ、所感を述べさせていただきます。まず、この知財裁判制度整備

¹⁵ 現行裁判所法を前提にすると、訴額如何では、District Court の下にある Town Ship Court にも管轄が認められる場合もあるが、ヤンゴン東部／西部 District Court における取り扱いを考えているとのことでした。なお、知的財産関連法案に、「Court」の権限などについて記載がある場合、同法案を受けて、裁判所法を改正せずとも、知的財産関連法案を根拠法として、裁判所の管轄等についての、下位規範を制定できるとのことでした。

¹⁶ 日本に引きなおすと、局長級との由。なお、ミャンマーでは2015年当初に幹部公務員特別研修が行われ、2015年度から大臣や副大臣の交代期間等に各省庁を代表して業務を遂行するための事務次官 (Permanent Secretary) 制度が導入されている省庁もあります。

¹⁷ 本 D/M の詳細については、別の機会にご報告させていただきます。

に関する協力については、当部、当省にあまり知見がない分野です。裁判所や弁護士の先生方、大学の先生、関係各省庁の協力なしには、決して推進することはできません。そうした中、関係者全員が同じ方向を向いて、掛け値なしにご協力を賜っております。

この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

ディスカッションミーティングでのミャンマーサイド高官の発言等からみましても、そうしたオールジャパンでの取組みというのは、ミャンマーサイドにも非常に好意をもって受け止められているように感じられます。この種、経済関係分野というのは、ややもすれば、国際ドナー間での競争が激しい分野です。しかし、日本としては、関係者の方々のご協力を引き続き得ながら、ミャンマーサイドに寄り添って、オールジャパンで、意味のある、実効的な知的財産裁判制度構築に協力できればと考えています。



Discussion Meeting on Intellectual Property Laws



11 – 13 Nov. 2015

@ PARKROYAL Hotel Nay Pyi Taw

Day 1 (11th Nov.)

Opening

09:15 -	Registration
09:30 - 09:40	Opening & Participants Introduction
09:40 - 09:50	Opening Remarks by Daw Aye Aye Kyi Thet, Director General, Union Judicial Supervisory Office
09:50 - 10:00	Guest Remarks by Mr. SAKAI Kohei, Director, International Cooperation Department, Research & Training Institute, Ministry of Justice of Japan
10:00 - 10:10	Photo Session
10:10 - 10:30	Coffee/Tea Break

Session 1: Introduction of Intellectual Property

10:30 - 11:30	“Outline of Intellectual Property System” presented by Mr. KUMAGAI Ken-ichi, Professor, School of Law, Meiji University and Mr. UEDA Masanobu, JICA IP Advisor
11:30 - 12:00	Q&A
12:00 - 13:00	Lunch Time

Session 2: Introduction of IP Dispute Resolution System in Foreign Countries

13:00 - 13:30	“Judicial System in Japan” presented by Mr. NOSE Kazunori, Government Attorney, International Cooperation Department, Research & Training Institute, Ministry of Justice of Japan
13:30 - 14:20	“IP Dispute Resolution System in Japan” presented by Mr. KUMAGAI Ken-ichi
14:20 - 14:40	Coffee/Tea Break
14:40 - 15:20	“IP Dispute Resolution System in Foreign Countries” presented by Mr. KUMAGAI Ken-ichi
15:20 - 16:00	Q&A
16:00 - 16:10	Wrap-up of Day 1 and Notice for Day 2

Day 2 (12th Nov.)

Session 3: Toward Establishment of IP Dispute Resolution System in Myanmar

10:00 - 12:00	“What is Necessary for Establishment of IP Dispute Resolution System?” presented by Mr. KUMAGAI Ken-ichi
12:00 - 13:00	Lunch Time
13:00 - 13:40	“Outline of Training for Judges (incl. IP Judges) in Japan” presented by Mr. KUNII Hiroki, JICA Chief Legal Advisor
13:40 - 14:20	Q&A
14:20 - 14:40	Coffee/Tea Break
14:40 - 15:20	“Challenges and Perspectives to Establish IP Dispute Resolution System in Myanmar” presented by tbd, Supreme Court of the Union
15:20 - 16:00	Q&A
16:00 - 16:10	Wrap-up of Day 2 and Notice for Day 3

Day 3 (13th Nov.)

Session 4: Discussion on “Basic Policy for Establishment of IP Trial System in Myanmar”

10:00 - 12:00	Discussion moderated by Mr. KUMAGAI Ken-ichi
12:00 - 13:00	Lunch Time
13:00 - 14:00	Discussion moderated by Mr. KUMAGAI Ken-ichi
14:00 - 14:20	Coffee/Tea Break
14:20 - 15:20	Discussion moderated by Mr. KUMAGAI Ken-ichi

Closing

15:20 - 15:30	Guest Remarks by Mr. SAKAI Kohei
15:30 - 15:40	Closing Remarks by U Myo Tint, Director General, Office of the Supreme Court of the Union

ミャンマー第6回本邦研修日程表

日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00		
2 /	日	移動日					
2 /	月	10:00 【JICAブリーフィング】	11:00 T I C	13:00 【ICDオリエンテーション】 赤れんが 共用会議室	15:00 【演習】 発表準備	17:00 赤れんが 共用会議室	
2 /	火	10:00 【訪問】 文化庁	12:30 文化庁	14:30 【訪問】 警視庁（生活経済課）		17:00 警視庁	
2 /	水	10:00 【講義】 知的財産高等裁判所設立の意義等 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 三村 量一	12:30 赤れんが 共用会議室	14:00 【訪問】 東京地方裁判所知的財産権部		17:00 東京地方裁判所	
2 /	木	9:30 【講義】 知的財産裁判の国際比較 森・濱田松本法律事務所 弁護士 小野寺 良文	12:30 赤れんが 共用会議室	13:30 部長主催 意見交換会 日比谷パレス	14:15 【発表】 ミャンマーにおける知的財産制度の現状と課題	17:00 赤れんが 共用会議室	
2 /	金	9:45 【訪問】 特許庁	12:00 特許庁	14:00 【講義】 商標侵害事件（権利消尽を含む） 明治大学法科大学院 教授 熊谷 健一		17:00 赤れんが 共用会議室	
2 /	土						
2 /	日						
2 /	月	10:00 【講義】 知的財産事件の捜査について 東京地方検察庁 刑事部検事 岩橋 保	11:30 赤れんが 共用会議室	14:00 【講義】 特許・意匠・著作権侵害事件 明治大学法科大学院 教授 熊谷 健一		17:00 赤れんが 共用会議室	
3 /	火	10:00 【講義】 損害賠償関連事件 明治大学法科大学院 教授 熊谷 健一	12:00 赤れんが 共用会議室	14:00 【訪問】 民間企業		17:00 キャノン株式会社	
3 /	水	10:00 【意見交換】ミャンマー知的財産制度整備に向けた課題の抽出 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 三村 量一 森・濱田松本法律事務所 弁護士 小野寺 良文 明治大学法科大学院 教授 熊谷 健一	12:30 赤れんが 共用会議室	14:00 【講義】 総括（訴訟制度上の課題を含む） 明治大学法科大学院 教授 熊谷 健一		17:00 赤れんが 共用会議室	
3 /	木	9:30 【演習】 発表準備	11:30 T I C	13:30 【訪問】 横浜税関	15:30 本関	16:30 川崎外郵便出張所	
3 /	金	10:00 【発表／総括質疑応答】 ミャンマー側からの総合発表・総括質疑応答	12:30 赤れんが 共用会議室	14:00 【評価会／修了式】		赤れんが 共用会議室	
3 /	土	移動日					
5							

ミャンマー法整備支援プロジェクト第6回本邦研修 研修員

1	ティン ヌエ ソー
	Ms. Tin Nwe Soe Director, International Relations & Research Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 国際関係・研究部 部長
2	サンダー アウン
	Ms. Sandar Aung Deputy Director, Budget and Logistic Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 業務予算部 副部長
3	イー イー キン
	Ms. Ei Ei Khin Deputy Director, International Relations & Research Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 国際関係・研究部 副部長
4	イエ ルウィン
	Mr. Ye Lwin Assistant Director, Criminal Justice Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 刑事部 部長補佐
5	ウィン シュエ チン イー
	Ms. Wint Shwe Cin Ei Assistant Director, Office of the Union Chief Justice, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 長官室 室長補佐
6	ミョー チョー アウン
	Mr. Myo Kyaw Aung Staff Officer, International Relations & Research Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 国際関係・研究部 部付判事
7	レ レ ウィン
	Ms. Lae Lae Winn Director, Prosecution Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 検察部 部長
8	キン キン ヌエ
	Ms. Khin Khin Nwe Deputy Director, Prosecution Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 検察部 副部長
9	ナン バウ
	Ms. Nang Bawk Deputy State Law Officer, Advocate General Office of the Shan State, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 シャン州検察庁 検察官
10	アウン コ ミヤツ
	Mr. Aung Ko Myat Assistant Director, Prosecution Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 検察部 部長補佐
11	ティン アウン ウィン
	Mr. Tin Aung Win Police Colonel (Head of Division), Criminal Investigation Department (CID), Police Force ミャンマー警察 犯罪捜査部 警察大佐
12	ミヤ ウィン
	Mr. Mya Win Deputy Director, Legal Section/Administrative Division/Customs Department, Ministry of Finance 財務省税関局管理部法制課 副部長
13	ティン リン
	Mr. Thein Lin Office Supervisor, IP section, Department of Technology Promotion and Coordination, Ministry of Science and Technology 科学技術省技術推進協力部 I P 部門 監督官
14	シュウエ サンディ ウー
	Ms. Swe Sandy Oo Assistant Staff Officer, IP section, Department of Technology Promotion and Coordination, Ministry of Science and Technology 科学技術省技術推進協力部 I P 部門 専門官

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 野瀬 憲範 (NOSE Kazunori)

国際協力専門官 / Staff Officer 井倉 美那子 (INOKURA Minako)